

◇大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(都市整備局企画部住宅政策課、計画調整局建築指導部建築企画課)